

新規上場時の会計不正事例を踏まえた IPO関係者の対応について（案）

2026年3月●日

株式会社日本取引所グループ

日本公認会計士協会

日本証券業協会

新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応策の実施にあたって

- 日本取引所グループ（東京証券取引所、日本取引所自主規制法人）、日本証券業協会、日本公認会計士協会は、新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応策を公表した。
- **対応策の実効性を確保しつつ上場準備会社の過度な負担を回避するためには、新規上場に係る主要なゲートキーパーである証券取引所、主幹事証券会社、監査法人が、対応策の趣旨を踏まえ互いに協力して対応することが重要であり、今後において対応策の実施に係る課題を認識した場合はIPO連携会議の枠組みも活用し改善を図る。**
- また、不正手口の複雑化・巧妙化に対応するため、**各ゲートキーパーが不正リスクに対応した審査・監査の能力向上に努める**ほか、不正の発生を未然に防止するため、**上場準備会社に対する情報発信や啓発活動を推進**する。

新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応策概要（全体像）

1. 会計不正事例を踏まえた不正リスク対応

（1）循環取引等の発生リスクを踏まえた対応

- ・代理店の利用比率が高い場合の実質的な仕入先・販売先の確認(取)(証)
- ・必要に応じて実質的な仕入先・販売先への直接確認の実施(証)
- ・広告宣伝の状況の確認(取)(証)

（2）上場準備期間中の監査法人交代等への対応

- ・監査法人交代発生時の上場準備会社及び前任監査法人への交代経緯確認(取)(証)
- ・上記対応の実効性確保に向けた守秘義務解除等の環境整備(取)(会)
- ・主幹事証券会社交代時の前任への交代経緯確認(取)

（3）その他不正リスクへの対応

- ・AI等の新技術を扱う会社の監査を行う場合の監査体制の点検(会)
- ・経営者の資質や上場準備会社の対応等に関して審査対応に懸念が想起される場合の確認(証)

2. 不正リスクに関する情報収集・連携

（1）内部通報体制の整備状況の確認

- ・経営陣から独立した通報窓口の設置状況の確認(取)(証)
- ・通報者保護等の通報窓口を有効に機能させるための環境整備状況の確認(取)(証)

（2）不正情報の収集・連携

- ・上場準備会社役職員に対する取引所通報窓口の周知及び周知状況の確認等(取)(証)
- ・受領した情報の関係者への円滑な連携に向けた環境整備(取)
- ・把握した違法行為の規制当局への報告実施に関する周知(会)

3. 上場準備会社役員に対する啓発等の取組み

（1）経営陣に対する啓発活動の実施

- ・上場準備会社の経営陣に対して上場の責任（誠実性・不正防止）に関する啓発活動を実施(取)(証)

（2）独立役員に対する不正防止体制等の評価確認

- ・上場準備会社の独立役員に対して不正防止に向けた体制整備・運用状況の評価を確認(取)(証)

4. 不正リスクに関する審査・監査能力の向上

（1）取引所の上場審査能力向上に向けた取組み

- ・不正リスクに関する研修の充実、審査体制の拡充(取)
- ・情報収集・分析能力の向上に向けたAI活用等の取組み(取)
- ・自主規制法人内での機動的な情報連携の徹底(取)

（2）証券会社の引受審査機能の発揮に向けた取組み

- ・「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」の策定(証)
- ・主幹事証券会社の上場適格性調査体制・引受審査体制に留意した考査・監査の実施(取)(証)

（3）監査の信頼性向上に向けた取組み

- ・登録上場会社等監査人に対するモニタリングの強化(会)
- ・研修等を通じた会計士の資質向上(会)
- ・中小監査事務所連絡協議会を通じた支援策(会)
- ・登録上場会社等監査人の要件引き上げの検討(会)

<表中の記号について>

(取)：東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人の施策

(証)：日本証券業協会の施策（＝引受主幹事証券会社の施策）

(会)：日本公認会計士協会の施策（＝監査法人の施策）

(参考) 各団体の対応策について (公表順)

日本取引所グループ (東京証券取引所、日本取引所自主規制法人)

「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」 (2025年12月12日)

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20251212-01.html>

日本公認会計士協会

「登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組」 (2026年1月26日)

<https://jicpa.or.jp/news/information/2026/20260126gja.html>

日本証券業協会

「新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドライン」 (2026年3月18日)

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/hikiukeshinsa.html>